## 千葉県中小企業復旧支援補助金 よくある質問

施設については、証明書類の取扱いについて以下のとおりとなりましたのでご確認ください。 (事業者向け説明会で両方とも必須との説明を行った会場がありましたが訂正します)

| 分類 | 問                   | 答   |
|----|---------------------|---|
| 経費 | 施設の証明書類について教えてください。 | 不動産登記全部事項証明書(発行から3か月以内で、登記事項が最新のもの)の写し、または市町村が発行する固定資産課税台帳(固定資産評価証明書等)の写しを提出してください。<br>※両方とも必須ではなく、どちらかを提出してください。 |

|   | 分類 | 問  | 答  |
|---|----|--|--|
| 1 | 内容 | 助金ですか。   | 令和元年台風15号、19号、又は10月25日の大雨により被害を受けた中小企業者が、事業の再建・再構築費用の3/4以内(上限額1,000万円)を補助される補助金です。コンサルティングを行う事業者が申請を代行した場合は採択できません。自社の経営を自ら  |
| 2 | 内容 | 補助金申請に下限はありますか。                                | が見つめ直し、作成してください。<br>下限はありません。  |
| 3 | 内容 | により被害を受けた中小企業者となっています<br>が、どの程度、台風による被害を受けていれば | 建物の損壊など自社の事業用資産が直接的に被害を受けた場合が対象になります。<br>自社の事業用資産が直接的な被害を受けた場合、その被害を証した行政機関発行の公的証明<br>(り災証明書・被災届出証明書等)の添付が申請時に必須となるほか、被害を受けた施設や<br>設備によって添付書類が異なります。詳しくは公募要領(募集案内)をご覧ください。 |

|     | 分類              | 問  | 答  |
|-----|-----------------|--|--|
|     |                 |  | 被災を受けた台風等以降で、交付決定を受ける前から実施している施設及び設備の復旧につ  |
| 1   | 内容              | 既に施設等を復旧しましたが、交付決定前に開  | いても補助対象になります。  |
| 4   | ri <del>d</del> | 始した復旧分は補助対象となりますか。   | ただし、写真や書類等によって被災の事実が確認可能で、かつ、復旧の内容が適正であると  |
|     |                 |  | 認められる場合に限ります。  |
| 5 1 | 内容              | 補助金の対象となる復旧事業は、いつまでに完  | <br> 原則、令和2年10月31日(土)までを期限としています。  |
| ٦   | NA              | 了する必要がありますか。   |  |
| 6   | 内容              | 事業の完了日とはどういう状態をいいますか。  | 施設の工事の完了日または設備等の引渡しを受けて、相手方への支払いが完了した日となります。前払いで購入した備品等については、納品日が完了日となります。<br>事業の完了した日から14日以内に実績報告書を提出していただきますので、支払いや登記等の手続きは速やかに行ってください。  |
| 7   | 内容              | 施設の復旧に対する補助金の交付申請には必ず<br>図面が必要ですか。                               | 施設を復旧する場合は、当該施設の配置図と被災箇所及び修繕箇所を明示した平面図(全てのフロア)が必要です。<br>また、施設の建替えの場合には、従前施設と新施設の双方の図面が必要です。<br>既存の図面がない場合には、各階の間取りや用途、面積が分かるように図面を作成し、提出してください(必ずしも専門業者が作成する必要はありませんが、面積がわかる平面図が必要です。)。<br>修繕箇所の明示にあたっては、見積項目と突合できるよう、見積書の整理番号と見積項目を可能な限り図面上に記載してください。 |
| 8   | 要件              | 中小企基本法第2条に規定されている「卸売<br>業」「サービス業」「小売業」「製造業」は、<br>具体的にどのような業種ですか。 | 下記URLの総務省が所管する日本標準産業分類(最新版は第13回)をご覧いただき、分類項目名、説明及び内容例示からどの分類にあてはまるのかご確認ください。http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html   |

|    | 分類 | 問                           | 答  |
|----|----|-----------------------------|--|
| 9  | 要件 | 「常時使用する従業員」の範囲はどう考えればよいですか。 | 本事業では、中小企業庁HPに掲載されている「中小企業の定義」に準じ、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」が常時使用する従業員にあたります。具体的には以下の者は対象外になります。 1 会社役員及び個人事業主 2 パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者は、以下のいずれかの条件に該当する場合。 ①日日雇い入れられる者 ②2か月以内の期間を定めて使用される者 ③季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者 ④試の使用期間中の者(正社員の場合も含む) ※ただし、①については、1か月を超えて引き続き雇用されている場合、②若しくは③については、所定の期間を超えて引き続き雇用されている場合、また④については14日を超えて引き続き使用されている場合は、「常時使用する従業員」に含まれます。 |
| 10 | 要件 | 補助対象事業者となれない場合の要件は何ですか。     | 次の方は補助対象事業者にはなりませんので、ご注意ください。<br>対象とならない主な業種は以下のとおりです。<br>○農業、林業、漁業、医療,福祉、複合サービス事業<br>暴力団又は暴力団員等に該当する、または関わりのある者、特定の風俗営業事業者※<br>※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」、「性<br>風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む事業者(旅館業法第3条第1項に規定<br>する許可を受ける旅館業を営む事業者(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第<br>2条第7項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むものを除く)を除く)をいいます。   |

|    | 分類  | 問   | 答   |
|----|-----|---|---|
| 11 | 要件  | 修繕費の支払いは、クレジットカードやキャッ<br>シュレス決済でもよいですか。   | クレジットカードやキャッシュレス決済は、対象とはなりません。  |
| 12 | 要件  |   | 支払は銀行振込を原則とし、支払の事実を証明できるもの(銀行振込受領書等)が必要です。遡及適用となる修繕実施済み分以外では、1取引10万円(税抜き)を超える現金払いは認められません。<br>遡及適用となる修繕実施済み分については、支払の事実を証明する証憑類に加えて、現金出納簿のコピーを添付してください。 |
| 13 |     | 当社は千葉市中央区に事業所がありますが、本<br>店の登記は東京都でしています。この場合、<br>「千葉県内に事業所を有する中小企業者」とし<br>て申請できますか。 | 千葉県内に事業所を有していれば、本店の登記場所が他県でも申請可能です。<br>ただし、申請できるのは、県内の事業所において、事業に使用していた施設や設備、車両等<br>が対象になります。   |
| 14 |     | 務所等)を有する」とは、どのような手続きを   | 法人の場合は、県内の事業所を支店登記又は県税事務所への届出等を行っている事業所になります。商業・法人登記簿で県内に事務所を有していることが確認できない場合は、県税事務所への届出の書類の写し等(法人等の設立等報告書など)を併せてご提出ください。                               |
| 15 | 事業者 | 災しました。両方で補助事業を行う場合でも対   | 同一事業者が複数の事業を行いたい場合は、1つの申請にまとめてください。万が一、複数申請が判明した場合には、すべて不採択となり、採択後に判明した場合は遡って採択を取り消します。   |
| 16 | 事業者 | 1人で二つの事業を営んでいる場合、2件の申請は可能ですか。   | 同一事業者からの応募は1件となります。複数の屋号を使用している個人事業主も、申請は1回のみです。  |

|    | 分類 | 問                               | 答   |
|----|----|---------------------------------|---|
| 17 | 経費 | 施設の証明書類について教えてください。<br>(再掲)     | 不動産登記全部事項証明書(発行から3か月以内で、登記事項が最新のもの)の写し、または市町村が発行する固定資産課税台帳(固定資産評価証明書等)の写しを提出してください。   |
| 18 | 経費 | 施設の修繕ではなく、建替は対象となります<br>か。      | ・市町村が発行するり災証明が「全壊」または「大規模半壊」の場合<br>※新たに建替を行う施設が被災対象物と同等程度の機能・性能であることを証明する、メーカー等が発行した書類が必要です。<br>※面積の増加や構造変更を伴う建替を行う場合、増加や変更に伴う増額分は対象経費とはなりません。補助額は、被災対象物と同程度の機能・性能である建替にかかる経費に補助率を乗じた額が上限となります。<br>実際の工事とは別に面積の増加や構造変更を行わない工事の見積書の提出が必要です。<br>・市町村が発行する被災届出証明等で、被害状況調査に基づく判定が記載されていない場合<br>※修繕が可能な場合は原則修繕となりますが、修繕が不能であることを証明するメーカー等が発行した書類を提出し、県が適当と認める場合に建替が可能です。 |
| 19 | 経費 |                                 | 修繕、建替とも面積の増加や構造変更(木造→鉄骨造など)を伴う復旧も補助対象としますが、規模の増加分の経費は補助対象とはなりません。<br>補助対象経費は原状回復に必要な経費を上限としますので、原則として、実際の工事とは別に原状回復工事の見積書の提出が必要となります。   |
| 20 | 経費 | 施設、設備の規模が被災前より小さくなっても<br>よいですか。 | 施設・設備等の復旧に際して、被災前の施設・設備よりも同等以下(規模縮小)とすることは可能です。被災後の事業環境等を考慮のうえ、事業の継続や売上の回復等のために最も適切な復旧事業としてください。  |

| ſ    | 分類 | 問  | 答   |
|------|----|--|---|
| 21   | 経費 | 施設の建替の際、移転しても補助対象となりま<br>すか。   | 復旧のための補助金であることから、現地建替(原状回復)が原則です。まずは現地の建替えをご検討ください。<br>移転を伴う場合には、 移転前の建物の解体費用等は補助対象とはなりません。   |
| 22   | 経費 | 被災前の設備と同等の機能である設備がありま<br>せん。グレードアップは認められますか。                                       | 被災前の設備が古いなど、同一の設備や同等品が手に入らない場合は、現在入手できる設備で一番近い機能・性能へのグレードアップについては補助対象となります。   |
| 23 ; | 経費 | 機械の修繕が不能であるため、購入の見積をとりましたが、被災前に使用していた機械より高性能な機械の方が安価でした。<br>この場合、高機能機械の購入は認められますか。 | 同等品より高機能製品の方が安価な場合は、グレードアップ設備が補助対象となります。  |
| 24   | 経費 | 設備の修繕が可能ですが、この機会に入れ替え<br>たいと考えています。この場合は対象となりま<br>すか。                              | 修繕不能な場合のみ、入れ替えを対象経費としており、この場合は対象とはなりません。  |
| 25   | 経費 |  | 固定資産台帳、減価償却明細書、又は償却資産課税台帳などのいずれかの写しを提出してください。   |
| 26   | 経費 | 器具や工具は補助対象となりますか。  | 原則として対象とはなりません。ただし、当該器具や工具が資産計上され ており,業務用の<br>みに使用しているものは、補助対象となります。  |
| 27 3 | 経費 | パソコンや家電製品は対象になりますか。  | 事業用以外で利用できる汎用性の高い機器は原則として補助対象外です。具体的にはパソコンやタブレットPC、電話機(スマートフォン含む)のような電子機器、テレビや家庭用冷蔵庫、洗濯機などの家電製品は、補助対象とはなりません(ただし、事業所等のエアコンについては、補助対象とします。)。 |
| 28   | 経費 | 商品の在庫は対象となりますか。  | 陳列されていた商品や在庫品、仕掛かり品や原材料などは補助対象とはなりません。  |

|    | 分類 | 問   | 答   |
|----|----|---|---|
| 29 | 経費 | 住居用の賃借アパートの修繕は対象となります<br>か。                                     | 住居用の賃貸アパートや賃貸マンションは補助対象とはなりません。本補助金では、販売目的の「商品」は補助対象外としており、同様に賃貸目的の施設は補助対象外となります。<br>ただし、被災時に、中小企業者等の事業用として貸付していた部屋で、当該部屋を使用する事業者が復旧後も継続して事業の用に供する場合には、例外的に事業用として貸し付けていた部屋の修繕経費のみ補助対象となります。 |
| 30 | 経費 | 海辺の施設が全壊し、観光客用の備品が全て流<br>されてしまいました。備品の証拠書類がない場<br>合はどうしたらよいですか。 | 貸付備品は補助対象とはなりません。なお、全壊の施設は補助対象となります。  |
| 31 | 経費 | 風評被害等による逸失利益は、補助対象となり<br>ますか。                                   | 施設・設備等の直接被害を補助対象としており、逸失利益のような間接被害は補助対象とは<br>なりません。   |
| 32 | 経費 | 業務外でも使用する設備は、補助対象となりますか。  | 事業目的外にも使用する設備は補助対象とはなりません。施設も同様ですが、店舗兼住宅の場合は「店舗兼住宅の場合、どこまで対象となりますか」をご覧ください。   |
| 33 | 経費 | 店舗兼住宅の場合、どこまで補助対象となりますか。  | 復旧の対象となる施設が、店舗兼住宅など事業用以外の用途にも使用されている場合は、その事業用部分のみ(面積按分)が補助対象となります。補助対象部分は、利用状況、図面等により特定します。<br>基礎・躯体・屋根等の区分できない費用についても同様です。   |
| 34 | 経費 | 仮設店舗など、仮復旧の経費は、補助対象とな<br>りますか。                                  | 補助対象となる経費は、施設・設備の復旧に要する工事費等のため、事業費のうち、応急処<br>置のほか被災状況調査等の事前調査や事前の点検費用は、対象とはなりません。   |
| 35 | 経費 | 車両費の対象となる道路運送法等に基づき許可<br>等を受けた、事業用自動車とは何ですか。                    | バスやタクシー、トラック等の事業用自動車(緑ナンバー)が対象になります。また、事業<br>用軽貨物自動車(黒ナンバー)も対象です。事業用自動車であれば「登録事項等証明書」<br>を、事業用軽自動車であれば「検査記録事項等証明書」を提出してください。  |

|    | 分類 | 問  | 答  |
|----|----|--|--|
| 36 | 経費 | 修繕不能で車両を購入する場合、どのような手<br>続きを取ればよいですか。  | 車両の購入の場合は、被災を受けた車両が修繕不能であることの証明書(第16号参考様式)を添付し、更に自動車登録について「永久抹消」の手続きを行う必要があります。  |
| 37 | 経費 | 土地のかさ上げは補助対象となりますか。  | 本補助金では、施設・設備の復旧費用を補助対象としているため、かさ上げ等の土地の造成に要する費用については対象とはなりません。<br>同様に、防災のための新たな整備等も対象とはなりません。                            |
| 38 | 経費 | 振込手数料を発注先が負担する場合も、補助対<br>象経費から減額して申請するのですか。  | 金融機関に対する振込手数料及び為替差損等は原則補助対象とはなりませんが、振込手数料を取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象となります。  |
| 39 | 経費 | 補助金交付時の消費税の取扱いは、どうなりますか。   | 消費税分は、補助対象とはなりません。補助金交付申請は、消費税を含まない形で申請してください。<br>税込の合計額から値引きが行われている場合の補助対象経費は、値引き前の額ではなく、値引き後の税込金額を消費税率で割り戻して得られる額とします。 |
| 40 | 経費 | 機械A、B、Cを所有しており、全て保険に加入していますが、機械A、Bのみ保険金を請求し、機械Cを補助金で修繕することはできますか。                        | 補償内容が機械A、B、Cである場合、保険金請求ができるにもかかわらず請求を行わない<br>経費については、補助対象とはなりません。  |
| 41 | 申請 | 発災後は修理業者が手一杯で何社あたっても見<br>積りすら断られてしまい、請け負ってくれる業<br>者で修繕を行ったため他社の見積書がありませ<br>ん。どうしたらよいですか。 | 発災直後で複数の見積りを取ることにより修繕の時期を失うなど、やむを得ない場合に限り、見積りは1社分でも可とします。ただし、随意契約理由書(第17号参考様式)の添付が必要です。                                  |
| 42 | 申請 | 第5号様式 役員等名簿の氏名、住所は何を記載すればよいですか。  | 住民票に記載されている氏名、住所を記載してください。 「1番地1」は「1-1」で構いません。 手書きの場合は、楷書体で記入してください。 個人事業主の場合も提出は必要です。申請者について記載してください。                   |

|    | 分類  | 問  | 答   |
|----|-----|--|---|
|    |     | 個人事業主の提出書類で確定申告書類に押印受                          |   |
| 43 | 申請  | 付要となっていますが、e-taxの場合はどうな                        | 収受日付印の代わりに、受付結果(受信通知)を添付してください。           |
|    |     | りますか。  |   |
| 11 | 申請  | 申請書類のチェックは、どの商工会・商工会議                          | 原則として事業所(本店)の住所地を管轄する商工会・商工会議所でチェックを受けてくだ |
| 44 | 中前  | 所に持ち込んでもよいですか。                                 | さい。                                       |
| 15 | 申請  | 申請書類は、商工会・商工会議所のチェックを                          | 原則としてチェックを受けてください。チェックを受けずに県庁の補助金窓口へ送付いただ |
| 43 | 中前  | 受けなければいけませんか。                                  | くこともできますが、全ての書類が揃わない場合は受付することができません。      |
|    |     | 申請書類は、商工会・商工会議所のチェックを                          | 申請書類の提出先は、県庁の補助金窓口となります。                  |
| 46 | 申請  | 受けた時点で受理されたことになりますか。                           | 受付締切日(4月30日)午後5時までに、県庁の補助金窓口に提出書類が全て揃った状態 |
|    |     |  | で届かない場合は受付できませんので、ご注意ください。                |
|    |     | 商工会・商工会議所のチェックが済み、補助金<br>窓口で受理されれば補助金は交付されますか。 | 交付に当たっては、県で必要な経費を精査し交付額を決定しますので、減額される場合があ |
| 47 | 申請  |  | ります。また、予算の範囲内での交付となりますので、申請額から減額して交付する場合が |
|    |     |  | あります。                                     |
| 12 | 申請  | 修繕の費用について、融資を利用してもよいで                          | 融資を受けて修繕をし、補助金を申請することは可能です。ただし、交付申請額の全てが交 |
| 40 | 中前  | すか。  | 付されるとは限りませんのでご注意ください。                     |
|    |     |  | 補助金は、原則返済は不要です。                           |
|    |     |  | ただし、事業実施後の県や会計検査院の検査で補助対象外であることが判明した場合や、虚 |
|    |     |  | 偽の申請等が確認された場合、対象とした施設・備品(※)の処分(譲渡、交換、貸付け、 |
| 49 | その他 | 補助金は、返済する必要はありますか。                             | 抵当権等の設定、取壊し、廃棄)を行った場合など、補助金の返還が発生することがありま |
|    |     |  | すので注意が必要です。                               |
|    |     |  | ※取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産     |
|    |     |  |   |
|    | !   |  |   |

|    | 分類  | 問           | 答   |
|----|-----|-------------|---|
| 50 | その他 | 会計検査とは何ですか。 | 会計検査とは、会計検査院が、補助金が適正に支出されたかどうかを調査することです。<br>会計検査院とは、国会及び裁判所に属さず、内閣からも独立した憲法上の機関として、国や<br>法律で定められた機関の会計を検査し、会計経理が正しく行われるように監督する機関で<br>す。つまり、三権から独立した強い権限を持ち、補助金が適正に処理されたかを調査するこ<br>とができます。 |